



に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては、土石砂れきの属する土地」とあるのは「事業区域」と読み替えるものとする。

(書類の送達)

第十二条 書類の送達については、土地収用法施行令第四条第一項から第三項まで及び第五条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「収用し、若しくは使用しようとする土地（法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては当該権利の目的であり、又は当該権利に関する土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合にあつては立木、建物その他土地に定着する物件、法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れきの属する土地）」とあるのは、「事業区域」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第十三条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十一条第一項の事業に関するものに限る。）は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるものの（法第十一条第二項の事業に関するものに限る。）は同法第一条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 都道府県が第八条第四項、第九条において準用する第八条第一項及び第三項並びに第十条及び前条において準用する土地収用法施行令第五条第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務

二 市町村が第八条第一項及び第三項、同条第四項（第九条において準用する場合を含む。）並びに第十条及び前条において準用する土地収用法施行令第五条第四項の規定により処理することとされている事務

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一八日政令第

三八六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施

行する。

（施行期日）

○号）抄

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（施行期日）

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行前にした国土交通大臣

に対する使用の認可の申請に係る手数料の額については、第三条の規定による改正後の大深度地

下の公共的使用に関する特別措置法施行令第六

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （令和元年一二月一三日政令第一

八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政

手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

別表第一（第三条関係）

（施行期日）

首都圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

愛知県 三重県

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 千葉県 東

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域

京都府 神奈川県 兵庫県 奈

近畿圏の対象地域

茨城県 埼玉県 千葉県 東

中部圏の対象地域